

4. 委 員 の 出 席 状 況 （出 席 委 員）			
1 安藤 弘司	2 佐藤 輝美		4 北谷 昭一
5 井上 靖	6 澤口 久美	7 和田 利弘	8 千葉 実
9 山崎 幸一		11 渡辺 健一	12 中原 秋美
13 井上 豊	14 秋葉 宏之	15 花木 慶喜	16 松田 和浩
17 島田 宗央	18 追永 直哉	19 姉崎 淳一	20 高久 輝喜
	22 三澤 実	23 藤井 和人	
25 吉村 智之			
5. 欠 席 委 員			
3 松橋 聡 10 久保 拓也 21 羽田 雄一			
24 松下 眞二			
6. 事 務 局			
事務局長 吉松 智弘 主 事 石山 飛翔			

議 長	定刻になりましたので、ただいまから令和 8 年第 4 回湧別町農業委員会総会を開会いたします。 本日の出席委員は、21 名で過半数に達しておりますので、湧別町農業委員会会議規則第 7 条の規定により、本総会は成立します。 日程第 1、議事録署名委員の指名を行ないます。 議事録署名委員は、湧別町農業委員会会議規則第 14 条の規定により、23 番 藤井委員及び 1 番 安藤委員を指名します。 日程第 2、会期の決定を議題とします。おはかりします。本総会の会期は、本日 1 日としたいと思いますが、ご異議ありませんか。
委員一同	(異議なしとの声)
議 長	異議なしと認めます。したがって会期は本日 1 日とすることに決定致しました。 日程第 3、諸般の報告についてを議題とします。 前回総会以降の行事について事務局長より報告させます。
事務局	令和 8 年 3 月 25 日に開催されました、令和 8 年第 3 回湧別町農業委員会総会以降における活動状況についてご報告申し上げます。 4 月 2 日 役場上湧別庁舎 2 階会議室において、農用地あっせん会議が開催され、これに松田委員、安藤委員、渡辺委員、花木委員、吉村会長が出席しております。 4 月 7 日 湧別町農協本所において、農用地あっせん会議が開催され、これに高久委員、中原委員、松橋委員が出席しております。 4 月 8 日 役場上湧別庁舎 2 階会議室において、農用地あっせん会議を開催し、これに和田委員、井上靖委員が出席しております。 4 月 9 日 北見市ホテル黒部において、オホーツク農業委員会連合会会長・事務局長会議を開催し、これに吉村会長が出席しております。 4 月 10 日 北見市ホテル黒部において、令和 8 年度地区別会長・事務局長研修会が開催され、これに吉村会長が出席しております。 本日、令和 8 年第 4 回湧別町農業委員会総会を開催しております。以上活動状況の報告といたします。

議 長	日程第４、議案第１号を議題とします。事務局に議案の朗読説明をさせます。
事務局	議案書２ページをご覧ください。 議案第１号、現況証明願いについて。別紙の者より、土地の現況証明願いの提出があったので、別紙のとおり証明するものであります。本総会において１件提出されております。 内容を説明しますので議案書３ページをご覧ください。 その１、証明願出人・所有者は北兵村一区　〇〇〇〇さんです。土地の所在ですが北兵村一区〇〇番〇〇　外３筆で地目は、公簿が畑、現況が農地・採草放牧地以外、合計面積は７８３㎡で利用状況は宅地です。申請の理由につきましては、地目変更登記のためです。現況証明農業委員は和田委員、井上靖委員、澤口委員です。 （別冊資料１ページにより位置説明） 以上で説明を終わります。
議 長	これから議案第１号の議案について質疑を行います。質疑ございませんか。
委員一同	（なしとの声）
議 長	質疑なしと認めます。おはかりします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
委員一同	（異議なしとの声）
議 長	異議なしと認めます。したがって本案は原案のとおり可決されました。 日程第５、議案第２号を議題とします。事務局に議案の朗読をさせます。
事務局	議案書４ページをご覧ください。 議案第２号、農地法第１８条第１項第２号の規定による合意解約について。別紙のとおり、農地法第１８条第１項第２号の規定による合意解約を行い、同法第１８条第４項及び第６項の規定により通知があったので、農業委員会の議決を求めるものであります。本総会において７件の合意解約が提出されております。

内容の説明をしますので、議案書 5 ページをご覧ください。

番号 1 番、利用権の設定をした者は川西 ○○○○さん、利用権の設定を受けた者は川西 ○○○○さんです。利用権設定に係る土地の所在は、川西○○番 外 1 1 筆で合計面積は 1 7 8, 5 9 4 m²です。利用権の期限は平成 1 8 年 1 月 1 6 日から受けていましたが、賃借人の都合により令和 8 年 4 月 1 0 日に合意解約に達したものでございます。

(別冊資料 2・3 ページにより位置説明)

番号 2 番、利用権の設定をした者は札幌市 ○○○○さん、利用権の設定を受けた者は西芭露 ○○○○さんです。利用権設定に係る土地の所在は、西芭露○○○番○ 外 4 筆で合計面積は 5 4, 2 4 4 m²です。利用権の期限は令和 1 6 年 1 1 月 3 0 日までの 1 0 年間として受けていましたが、賃借人の都合により令和 8 年 4 月 9 日に合意解約に達したものでございます。

(別冊資料 4 ページにより位置説明)

番号 3 番、利用権の設定をした者は西芭露 ○○○○さん、利用権の設定を受けた者は西芭露 ○○○○さんです。利用権設定に係る土地の所在は、西芭露○○○番○ 外 5 筆で合計面積は 3 2, 2 7 4 m²です。利用権の期限は令和 9 年 1 1 月 3 0 日までの 5 年間として受けていましたが、賃借人の都合により令和 8 年 4 月 9 日に合意解約に達したものでございます。

(別冊資料 4 ページにより位置説明)

番号 4 番、利用権の設定をした者は西芭露 ○○○○さん、利用権の設定を受けた者は西芭露 ○○○○さんです。利用権設定に係る土地の所在は、西芭露○○○番○ 外 1 筆で合計面積は 1 1, 9 0 7 m²です。利用権の期限は令和 1 6 年 1 1 月 3 0 日までの 1 0 年間として受けていましたが、賃借人の都合により令和 8 年 4 月 9 日に合意解約に達したものでございます。

(別冊資料 4 ページにより位置説明)

番号 5 番、利用権の設定をした者は西芭露 ○○○○さん、利用権の設定を受けた者は西芭露 ○○○○さんです。利用権設定に係る土地の所在は、西芭露○○○番 外 1 7 筆で合計面積は 1 4 1, 8 7 1. 5 6 m²です。利用権の期限は平成 3 0 年 6 月 2 6 日から受けていましたが、賃借人の都合により令和 8 年 4 月 9 日に合意解約に達したものでございます。

(別冊資料 4～6 ページにより位置説明)

	番号6番、利用権の設定をした者は遠軽町 ○○○○さん、利用権の設定を受けた者は西芭露 ○○○○さんです。利用権設定に係る土地の所在は、西芭露○○○番○ 外4筆で合計面積は41,985.26㎡です。利用権の期限は令和9年11月30日までの5年間として受けていましたが、賃借人の都合により令和8年4月9日に合意解約に達したものでございます。 (別冊資料5ページにより位置説明) 番号7番、利用権の設定をした者は南兵村三区 ○○○○さん、利用権の設定を受けた者は旭川市 ○○○○さんです。利用権設定に係る土地の所在は、南兵村三区○○○番 外1筆で合計面積は21,788㎡です。利用権の期限は令和9年12月31日までの10年間として受けていましたが、賃借人の都合により令和8年3月9日に合意解約に達したものでございます。 (別冊資料7ページにより位置説明) 以上で説明を終わります。
議 長	これから議案第2号の議案について質疑を行います。質疑ございませんか。 先に5ページ4・5番、6ページ6番について質疑を行います。農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限により、2番 佐藤委員の退席をお願いいたします。暫時休憩します。 (佐藤委員退席) 休憩前に引き続き会議を開きます。質疑ございませんか。
委員一同	(なしとの声)
議 長	質疑なしと認めます。これから5ページ4・5番、6ページ6番の採決を行います。おはかりします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
委員一同	(異議なしとの声)
議 長	異議なしと認めます。したがって本案は原案のとおり可決されました。2番 佐藤委員の制限を解きます。暫時休憩します。 (佐藤委員着席)

議 長	これから、議案第 2 号の残りの議案について質疑を行います。質疑 ございませんか。
委員一同	(なしとの声)
議 長	質疑なしと認めます。おはかりします。本案は原案のとおり決定す ることにご異議ありませんか。
委員一同	(異議なしとの声)
議 長	異議なしと認めます。したがって本案は原案のとおり可決されまし た。
事務局	日程第 6、議案第 3 号を議題とします。事務局に議案の朗読をさせ ます。
	議案書 7 ページをご覧ください。
	議案第 3 号、農地法第 5 条の規定による許可申請について。農地法 第 5 条の規定により、別紙の者より農地転用の許可申請の提出があつ たので、許可相当の可否につき審議し、許可相当の回答がなされた期 日以降に、農地法第 5 条の規定による許可書を申請者に交付すること を決議する。
	また、北海道農業会議への意見聴取を必須とする案件については、 北海道農業会議から許可相当の回答がなされた期日以降に、許可書を 申請者に交付することを決議するものであります。
	内容の説明をしますので、議案書 8 ページをご覧ください。
	番号 1 番、譲渡人が南兵村三区 〇〇〇〇、譲受人が錦町 〇〇〇 〇です。土地の所在は南兵村三区〇番〇 外 2 筆で合計面積は 5, 6 6 5 m ² です。転用目的は砂利採取のためであり、事業費は 9, 9 1 4, 0 0 0 円です。
	(別冊資料 8 ページにより位置説明)
	議案書 9 ページに今回の転用に係る審査表を掲載しております。
	番号 2 番、譲渡人が南兵村一区 〇〇〇〇さん、譲受人が中湧別南 町 〇〇〇〇です。土地の所在は南兵村一区〇〇〇番〇 外 3 筆で合 計面積は 1 1, 3 3 0 m ² です。転用目的は砂利採取のためであり、事 業費は 1 7, 2 6 2, 0 0 0 円です。
	(別冊資料 9 ページにより位置説明)
	議案書 1 0 ページに今回の転用に係る審査表を掲載しております。 以上で説明を終わります。

議 長	これから議案第 3 号の議案について質疑を行います。質疑ございませんか。
委員一同	(なしとの声)
議 長	質疑なしと認めます。おはかりします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
委員一同	(異議なしとの声)
議 長	異議なしと認めます。したがって本案は原案のとおり可決されました。
事務局	日程第 7、議案第 4 号を議題とします。事務局に議案の朗読をさせます。 議案書 1 1 ページをご覧ください。 議案第 4 号、農地中間管理事業の促進に関する法律第 1 9 条第 2 項の規定による農用地利用集積等促進計画案の決定について。農地中間管理事業の促進に関する法律第 1 9 条第 2 項の規定により、公益財団法人北海道農業公社から別紙の農用地利用集積等促進計画案の作成及び提出を求められたので、農業委員会の議決を求めるものです。 また当該促進計画案に異存なき場合は公益財団法人北海道農業公社へ同法 1 8 条第 1 1 項の規定による要請を行うものとし、要請のとおり認可申請された場合は即日公告できるものとしします。 内容の説明をしますので、議案書 1 2 ページをご覧ください。賃借権になります。 番号 1 番、利用権の設定をする者は川西 ○○○○さん、利用権の設定を受ける者は川西 ○○○○さんです。利用権設定に係る土地の所在は、川西○○番 外 7 筆で合計面積は 1 0 1, 3 0 8 m²であり利用目的は普通畑です。期間は令和 8 年 5 月 7 日から令和 1 7 年 1 1 月 3 0 日の 1 0 年間で、金額は年 5 5 7, 0 0 0 円です。 (別冊資料 1 0 ページにより位置説明) 番号 2 番、利用権の設定をする者は川西 ○○○○さん、利用権の設定を受ける者は川西 ○○○○さんです。利用権設定に係る土地の所在は、川西○○番 外 3 筆で合計面積は 3 1, 9 1 7 m²であり利用目的は普通畑です。期間は令和 8 年 5 月 7 日から令和 1 7 年 1 1 月 3 0 日の 1 0 年間で、金額は年 1 7 5, 0 0 0 円です。 (別冊資料 1 0 ページにより位置説明)

番号3番、利用権の設定をする者は芭露 ○○○○さん、利用権の設定を受ける者は芭露 ○○○○です。利用権設定に係る土地の所在は、福島○○○番 外14筆で合計面積は233,007㎡であり利用目的は普通畑です。期間は令和8年5月7日から令和17年11月30日の10年間で、金額は年932,000円です。

(別冊資料11ページにより位置説明)

番号4番、利用権の設定をする者は埼玉県 ○○○○さん、利用権の設定を受ける者は芭露 ○○○○さんです。利用権設定に係る土地の所在は、芭露○○○番○○ 外4筆で合計面積は57,077㎡であり利用目的は普通畑です。期間は令和8年5月7日から令和17年11月30日の10年間で、金額は年230,000円です。

(別冊資料12・13ページにより位置説明)

続きまして、議案書13ページをご覧ください。

番号5番、利用権の設定をする者は埼玉県 ○○○○さん、利用権の設定を受ける者は芭露 ○○○○さんです。利用権設定に係る土地の所在は、芭露○○○番○ 外4筆で合計面積は51,863㎡であり利用目的は普通畑です。期間は令和8年5月7日から令和17年11月30日の10年間で、金額は年207,000円です。

(別冊資料13ページにより位置説明)

番号6番、利用権の設定をする者は遠軽町 ○○○○さん、利用権の設定を受ける者は芭露 ○○○○さんです。利用権設定に係る土地の所在は、芭露○○○○番 外3筆で合計面積は33,602㎡であり利用目的は普通畑です。期間は令和8年5月7日から令和12年11月30日の5年間で、金額は年168,000円です。

(別冊資料14ページにより位置説明)

番号7番、利用権の設定をする者は西芭露 ○○○○さん、利用権の設定を受ける者は西芭露 ○○○○さんです。利用権設定に係る土地の所在は、西芭露○○○番○ 外16筆で合計面積は123,369㎡であり利用目的は普通畑です。期間は令和8年5月7日から令和17年11月30日の10年間で、金額は年520,000円です。

(別冊資料15・16ページにより位置説明)

番号8番、利用権の設定をする者は札幌市 ○○○○さん、利用権の設定を受ける者は上芭露 ○○○○さんです。利用権設定に係る土地の所在は、西芭露○○○番○ 外5筆で合計面積は54,693㎡であり利用目的は普通畑です。期間は令和8年5月7日から令和17年11月30日の10年間で、金額は年218,000円です。

(別冊資料15ページにより位置説明)

番号9番、利用権の設定をする者は西芭露 ○○○○さん、利用権の設定を受ける者は上芭露 ○○○○さんです。利用権設定に係る土地の所在は、西芭露○○○番○ 外2筆で合計面積は11,625㎡であり利用目的は普通畑です。期間は令和8年5月7日から令和17年11月30日の10年間で、金額は年46,000円です。
(別冊資料15ページにより位置説明)

続きまして、議案書の13ページをご覧ください。

番号10番、利用権の設定をする者は西芭露 ○○○○さん、利用権の設定を受ける者は西芭露 ○○○○さんです。利用権設定に係る土地の所在は、西芭露○○○番○ 外2筆で合計面積は12,340㎡であり利用目的は普通畑です。期間は令和8年5月7日から令和12年11月30日の5年間で、金額は年43,000円です。
(別冊資料15ページにより位置説明)

番号11番、利用権の設定をする者は西芭露 ○○○○さん、利用権の設定を受ける者は上芭露 ○○○○さんです。利用権設定に係る土地の所在は、西芭露○○○番○ 外2筆で合計面積は19,934㎡であり利用目的は普通畑です。期間は令和8年5月7日から令和17年11月30日の10年間で、金額は年79,000円です。
(別冊資料15ページにより位置説明)

番号12番、利用権の設定をする者は西芭露 ○○○○さん、利用権の設定を受ける者は上芭露 ○○○○さんです。利用権設定に係る土地の所在は、西芭露○○○番○ 外1筆で合計面積は12,167㎡であり利用目的は普通畑です。期間は令和8年5月7日から令和17年11月30日の10年間で、金額は年36,000円です。
(別冊資料15ページにより位置説明)

番号13番、利用権の設定をする者は西芭露 ○○○○さん、利用権の設定を受ける者は西芭露 ○○○○さんです。利用権設定に係る土地の所在は、西芭露○○○番 外12筆で合計面積は104,560㎡であり利用目的は普通畑です。期間は令和8年5月7日から令和17年11月30日の10年間で、金額は年378,000円です。
(別冊資料15・17・18ページにより位置説明)

番号14番、利用権の設定をする者は西芭露 ○○○○さん、利用権の設定を受ける者は上芭露 ○○○○さんです。利用権設定に係る土地の所在は、西芭露○○○番○で面積は24,111㎡であり利用目的は普通畑です。期間は令和8年5月7日から令和17年11月30日の10年間で、金額は年89,000円です。

(別冊資料 19 ページにより位置説明)

番号 15 番、利用権の設定をする者は遠軽町 ○○○○さん、利用権の設定を受ける者は西芭露 ○○○○さんです。利用権設定に係る土地の所在は、西芭露○○○番○ 外 5 筆で合計面積は 44,949 m²であり利用目的は普通畑です。期間は令和 8 年 5 月 7 日から令和 17 年 11 月 30 日の 10 年間で、金額は年 140,000 円です。

(別冊資料 17 ページにより位置説明)

番号 16 番、利用権の設定をする者は北兵村一区 ○○○○さん、利用権の設定を受ける者は北兵村一区 ○○○○さんです。利用権設定に係る土地の所在は、北兵村一区○○○番○ 外 14 筆で合計面積は 57,569 m²であり利用目的は普通畑です。期間は令和 8 年 5 月 7 日から令和 18 年 12 月 31 日の 11 年間で、金額は年 390,000 円です。

(別冊資料 20 ページにより位置説明)

番号 17 番、利用権の設定をする者は北兵村一区 ○○○○さん、利用権の設定を受ける者は北兵村一区 ○○○○さんです。利用権設定に係る土地の所在は、北兵村一区○○○番 外 2 筆で合計面積は 10,579 m²であり利用目的は普通畑です。期間は令和 8 年 5 月 7 日から令和 18 年 12 月 31 日の 11 年間で、金額は年 74,000 円です。

(別冊資料 21 ページにより位置説明)

番号 18 番、利用権の設定をする者は北兵村一区 ○○○○さん、利用権の設定を受ける者は北兵村一区 ○○○○さんです。利用権設定に係る土地の所在は、北兵村一区○○○番○ 外 3 筆で合計面積は 23,660 m²であり利用目的は普通畑です。期間は令和 8 年 5 月 7 日から令和 18 年 12 月 31 日の 11 年間で、金額は年 165,000 円です。

(別冊資料 22 ページにより位置説明)

番号 19 番、利用権の設定をする者は北兵村一区 ○○○○さん、利用権の設定を受ける者は北兵村一区 ○○○○さんです。利用権設定に係る土地の所在は、北兵村一区○○○番○ 外 12 筆で合計面積は 50,662 m²であり利用目的は普通畑です。期間は令和 8 年 5 月 7 日から令和 18 年 12 月 31 日の 11 年間で、金額は年 354,000 円です。

(別冊資料 21 ページにより位置説明)

続きまして、議案書 16 ページをご覧ください。

番号２０番、利用権の設定をする者は遠軽町 ○○○○さん、利用権の設定を受ける者は札富美 ○○○○さんです。利用権設定に係る土地の所在は、南兵村三区○○○番○ 外６筆で合計面積は３２，１１８㎡であり利用目的は普通畑です。期間は令和８年５月７日から令和１７年１２月３１日の１０年間で、金額は年１６０，０００円です。
(別冊資料２３ページにより位置説明)

番号２１番、利用権の設定をする者は南兵村二区 ○○○○さん、利用権の設定を受ける者は南兵村三区 ○○○○さんです。利用権設定に係る土地の所在は、南兵村三区○○○番○で面積は１１，２５３㎡であり利用目的は普通畑です。期間は令和８年５月７日から令和１２年１２月３１日の５年間で、金額は年９０，０００円です。
(別冊資料２４ページにより位置説明)

番号２２番、利用権の設定をする者は北兵村一区 ○○○○さん、利用権の設定を受ける者は開盛 ○○○○です。利用権設定に係る土地の所在は、開盛○○番○で面積は７，５００㎡であり利用目的は普通畑です。期間は令和８年５月７日から令和１７年１２月３１日の１０年間で、金額は年３７，０００円です。
(別冊資料２５ページにより位置説明)

番号２３番、利用権の設定をする者は開盛 ○○○○さん、利用権の設定を受ける者は開盛 ○○○○です。利用権設定に係る土地の所在は、開盛○○○番 外２筆で合計面積は２７，２５５㎡であり利用目的は普通畑です。期間は令和８年５月７日から令和１７年１２月３１日の１０年間で、金額は年１６３，０００円です。
(別冊資料２６ページにより位置説明)

番号２４番、利用権の設定をする者は開盛 ○○○○さん、利用権の設定を受ける者は開盛 ○○○○です。利用権設定に係る土地の所在は、開盛○○○番○ 外８筆で合計面積は４８，５７３㎡であり利用目的は普通畑です。期間は令和８年５月７日から令和１７年１２月３１日の１０年間で、金額は年２４２，０００円です。
(別冊資料２７ページにより位置説明)

続きまして、議案書１７ページをご覧ください。

番号２５番、利用権の設定をする者は南兵村三区 ○○○○、利用権の設定を受ける者は上富美 ○○○○さんです。利用権設定に係る土地の所在は、上富美○○番○ 外１１筆で合計面積は３９，３８４㎡であり利用目的は普通畑です。期間は令和８年５月７日から令和１７年１２月３１日の１０年間で、金額は年１９６，０００円です。
(別冊資料２８ページにより位置説明)

	番号２６番、利用権の設定をする者は上富美　〇〇〇〇さん、利用権の設定を受ける者は上富美　〇〇〇〇さんです。利用権設定に係る土地の所在は、上富美〇〇〇番〇　外１２筆で合計面積は９５，２００㎡であり利用目的は普通畑です。期間は令和８年５月７日から令和１７年１２月３１日の１０年間で、金額は年３８０，０００円です。（別冊資料２９ページにより位置説明） 番号２７番、利用権の設定をする者は上富美　〇〇〇〇さん、利用権の設定を受ける者は富美　〇〇〇〇さんです。利用権設定に係る土地の所在は、上富美〇〇〇番〇　外５筆で合計面積は３８，９９８㎡であり利用目的は普通畑です。期間は令和８年５月７日から令和１７年１２月３１日の１０年間で、金額は年１００，０００円です。（別冊資料２９ページにより位置説明） 番号２８番、利用権の設定をする者は上富美　〇〇〇〇さん、利用権の設定を受ける者は富美　〇〇〇〇さんです。利用権設定に係る土地の所在は、上富美〇〇〇番〇　外１３筆で合計面積は９８，１２９㎡であり利用目的は普通畑です。期間は令和８年５月７日から令和１７年１２月３１日の１０年間で、金額は年３４３，０００円です。（別冊資料３０ページにより位置説明） 以上で説明を終わります。
議　長	これから議案第４号の議案について質疑を行います。質疑ございませんか。 先に１２ページ１・２番について質疑を行います。農業委員会等に関する法律第３１条の議事参与の制限により、１２番　中原委員の退席をお願いします。暫時休憩します。 （中原委員退席） 休憩前に引き続き会議を開きます。質疑ございませんか。
委員一同	（なしとの声）
議　長	質疑なしと認めます。これから１２ページ１・２番について採決を行います。おはかりします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
委員一同	（異議なしとの声）

議 長	異議なしと認めます。したがって本案は原案のとおり可決されました。１２番 中原委員の制限を解きます。暫時休憩します。 (中原委員着席) 休憩前に引き続き会議を開きます。 次に１３ページ５番について、質疑を行います。農業委員会等に関する法律第３１条の議事参与の制限により、１７番 島田委員の退席をお願いします。暫時休憩します。 (島田委員退席) 休憩前に引き続き会議を開きます。質疑ございませんか。
委員一同	(なしとの声)
議 長	質疑なしと認めます。これから１３ページ５番について採決を行います。おはかりします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
委員一同	(異議なしとの声)
議 長	異議なしと認めます。したがって本案は原案のとおり可決されました。１７番 島田委員の制限を解きます。暫時休憩します。 (島田委員着席) 休憩前に引き続き会議を開きます。 次に１３ページ７・９番、１４ページ１２・１３番について、質疑を行います。農業委員会等に関する法律第３１条の議事参与の制限により、２番 佐藤委員の退席をお願いします。暫時休憩します。 (佐藤委員退席) 休憩前に引き続き会議を開きます。質疑ございませんか。
委員一同	(なしとの声)
議 長	質疑なしと認めます。これから１３ページ７・９番、１４ページ１２・１３番について採決を行います。おはかりします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

委員一同	(異議なしとの声)
議 長	異議なしと認めます。したがって本案は原案のとおり可決されました。２番 佐藤委員の制限を解きます。暫時休憩します。 (佐藤委員着席) 休憩前に引き続き会議を開きます 次に１６ページ２１番について、質疑を行います。農業委員会等に関する法律第３１条の議事参与の制限により、１５番 花木委員の退席をお願いします。暫時休憩します。 (花木委員退席) 休憩前に引き続き会議を開きます。質疑ございませんか。
委員一同	(なしとの声)
議 長	質疑なしと認めます。これから１６ページ２１番について採決を行います。おはかりします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
委員一同	(異議なしとの声)
議 長	異議なしと認めます。したがって本案は原案のとおり可決されました。１５番 花木委員の制限を解きます。暫時休憩します。 (花木委員着席) 休憩前に引き続き会議を開きます 次に１６ページ２２・２３・２４番について、質疑を行います。農業委員会等に関する法律第３１条の議事参与の制限により、１４番 秋葉委員の退席をお願いします。暫時休憩します。 (秋葉委員退席) 休憩前に引き続き会議を開きます。質疑ございませんか。
委員一同	(なしとの声)
議 長	質疑なしと認めます。これから１６ページ２２・２３・２４番について採決を行います。おはかりします。本案は原案のとおり決定する

	ことにご異議ありませんか。
委員一同	(異議なしとの声)
議 長	異議なしと認めます。したがって本案は原案のとおり可決されました。14番 秋葉委員の制限を解きます。暫時休憩します。 (秋葉委員着席) これから、議案第4号の残りの議案について質疑を行います。質疑ございませんか。
委員一同	(なしとの声)
議 長	質疑なしと認めます。おはかりします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
委員一同	(異議なしとの声)
議 長	異議なしと認めます。したがって本案は原案のとおり可決されました。 日程第8、議案第5号を議題とします。事務局に議案の朗読をさせます。
事務局	議案書19ページをご覧ください。 議案第5号、令和7年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他の事務の実施状況の公表について。 農業委員会等に関する法律第37条、規則第15条に基づいて、令和7年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他の事務の実施状況の公表について、農業委員会の議決を求めるものであります。 内容について説明しますので、議案書20ページをご覧ください。 (議案書20ページから25ページについて朗読説明) 以上、説明を終わります。
議 長	これから議案第5号の議案についての質疑を行います。質疑ございませんか。

委員一同	(なしとの声)
議 長	質疑なしと認めます。これから議案第 5 号について採決を行います。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
委員一同	(異議なしとの声)
議 長	異議なしと認めます。したがって本案は原案のとおり可決されました。 総会の会議に付された議案は、すべて終了しました。 これで令和 8 年第 4 回湧別町農業委員会総会を閉会します。 閉 会 1 4 時 0 0 分 この議事録は、事務局長が記載したものであるが、その正確を証するため、ここに署名する。 議 長 署名委員 署名委員